

2025年4月1日

社会福祉法人富士見市社会福祉事業団 行動計画

女性が活躍でき、社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～ 2030年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：育児休業を取得予定の社員及び育児休業から復職した社員に対するメンター制度を導入する。

<対策>

- 2025年 7月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 2025年 12月～ 運用ルールの検討、メンター選定
- 2026年 4月～ 運用ルールの決定、メンター研修の実施
制度導入、社内掲示板などによる社員への周知

目標2： 2029年4月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 2025年 7月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2026年 7月～ 取得に向けた業務の割り振り等の検討と調整
- 2027年 4月～ 制度の導入、社内掲示板などによる社員への周知

目標3： 2030年4月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 2028年 4月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 2029年 4月～ 制度の導入、社内掲示板などによる社員への周知

目標4： 管理職に占める女性労働者の割合70%を維持します。

<対策>

- 社員への女性管理職のロールモデルを周知